平成２２年（フ）第９１号
名古屋市北区平安２丁目８番37号　指金荘５号
債務者　天木　利雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７号
愛知県春日井市小野町６丁目６番地６　ハイツスペイン村202号
債務者　柿本　正憲
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘20棟505号
債務者　柿原　憲一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７号
愛知県瀬戸市大坂町212番地
債務者　山田　明代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７号
愛知県海部郡蟹江町学戸６丁目238番地
債務者　服部　泰博
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３１号
兵庫県姫路市飾磨区鎌倉町65番地２　ベルトピア姫路Ⅰ　502号
債務者　井川　浩彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１８４号
広島県東広島市八本松飯田１丁目８番８号
債務者　日南　泰代
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８号
広島市東区中山東１丁目11番５―102号　Ⅱ
債務者　落海美由紀（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
広島県安芸郡府中町山田１丁目５番29号
債務者　古田　輝明
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９号
広島県安芸郡海田町南本町５番26号
債務者　緒方　智治
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１号
広島市南区宇品御幸５丁目７番10号
債務者　片岡　睦子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８号
広島市中区十日市町２丁目５番11―202号
債務者　村岡　英昭
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市別当２丁目５番６－１号　別当市営住宅
債務者　濵田　和惠
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１４号
愛媛県宇和島市伊吹町51番地１、住民票上の住所愛媛県宇和島市中央町２丁目４番22号　宮瀬第三マンション３Ｂ
債務者　松下　起之
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１６号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目６番８号　坂本水産ビル502号
債務者　惟任　八重
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０３４号
高知市浦戸446番地
債務者　大久保信次郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４号
高知市春野町東諸木3316番地５
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係